

2021年8月21日

保育所等訪問支援



一般社団法人 こころ相談研修センター
保育所等訪問支援 connect
今井祥子
西井香純

保育所等訪問支援とは

障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問することができるサービス。

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。支援には訪問支援員が当たる。

障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士・心理士等（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は専門職）。



サービスの内容

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等。

- 障害児本人に対する支援
→ 集団適応のための訓練等
- 訪問先施設のスタッフに対する支援
→ 支援方法等の指導等

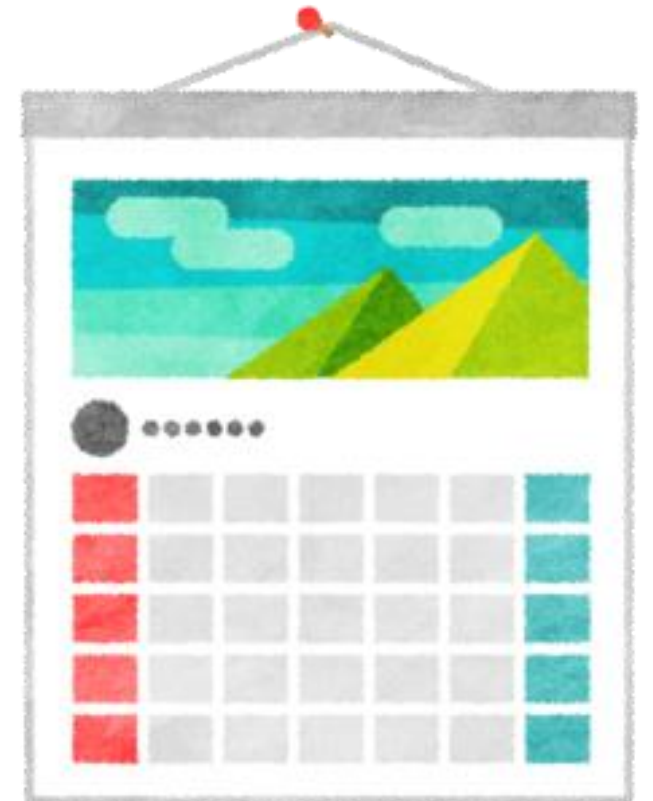


頻度

- 支援は2週に1回程度が目安。
→障害児の状況・時期によって頻度は変化。

※神戸市の場合、月4回程度。

※姫路市の場合、月10回程度。



利用料金

世帯所得	負担上限月額
生活保護・低所得	0円
一般1	4,600円
一般2(890万以上)	37,200円

1日あたりの 利用料金	保育所等訪問 支援	利用料金 (円)	利用者負担額 (円)
基本単位	1035単位	10,732	1,073
複数減算	962単位	9,975	997
訪問支援員特別加算	679単位	7,041	704
初回加算	200単位	2,074	207
利用者上限負担額管 理加算	150単位	1,555	155

保育所・保育園の場合

1. 保護者から依頼が入る
2. 保護者から保育所・保育園に連絡 → 承諾を得る
3. 承諾が得られたら・・・ feelから保育所・保育園に連絡し、再度承諾を得る
4. 相談支援事業所に、保育所・保育園からの承諾を得た日付をお伝えする

学校（明石市）の場合

1. 保護者から依頼が入る

2. 初回受付票を作成→明石市教育委員会に郵送

※別資料参照

3. 学校教育課から学校長へ連絡を入れて承諾を得る

学校(明石市)の受付票

保育所等訪問支援事業 初回受付記録		○ ○ 可・検討中・否	
令和 年 月 日 () : ~ :		面接・電話 対応者: 記録:	
見氏名	苗字 名前 (ふりがな)	保護者氏名	苗字 名前
性別		生年月日	平成 年 月 日 (歳 か月)
所属	学校名	保護者連絡先	-
保護者からの聞き取り内容		支援員から見た子どもの様子	
学校での様子 (母からの聞き取り) ← 家庭での様子 ← 保育所等訪問支援で望むこと ← ←		発達・情緒面 ← 学習面 ← 支援者の見立て ← 今後の支援案 家庭: ← 学校: ← 療育(feel): ←	
*在籍園、在籍校の訪問支援事業の承諾済み (年 月 日)			

- ・学校での様子
- ・家庭での様子
- ・保育所等訪問支援で望むこと

- ・発達(情緒面・学習面)
- ・支援者の見立て
- ・今後の支援案
- 家庭、学校、療育

学校（神戸市）の場合

- 直接、学校へ連絡を入れて承諾を得る。
→神戸市子ども家庭センターに
間に入ってもらう場合もある。



訪問支援会議

- 関係機関連携加算
- 可能な限り行った方が、後々の訪問のためにスムーズ。
- 担任の先生、管理職の先生、コーディネーターの先生など。

会議で確認すること

保護者の希望

目標

学校での様子

- 通級、特別支援教育指導員（スクールアシスタント）
- 介助員の回数
- 支援の回数
- 時間帯、教科
- 場所
- 支援内容（観察、声掛けなど）
- 訪問に入る前のアナウンス
 - 本児に対して、クラスメートに対して。
- 連携する中で共有できるとよいこと
- 次回の訪問日程、窓口

直接支援・間接支援

- ・直接的に関わって支援していく方法

- 集団支援
個別支援

- ・間接的(観察や、担任の先生へのアドバイス等)に支援していく方法

